

内閣総理大臣 菅 直人 様
厚生労働大臣 細川 律夫 様

2011年3月17日
全国保険医団体連合会
会長 住江 憲勇

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震における 被災者の医療費一部負担金等の免除に関する要望書

大震災への貴職の救援活動に対し、感謝申し上げます。

さて、厚生労働省保険局医療課は3月15日、事務連絡「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて」を地方厚生（支）局、都道府県に通知しました。

事務通知の内容は、対象者の要件を満たす被災者については、一部負担金等の支払いを受けることを、5月末日まで猶予することができる、というのですが、対象者の要件を、①住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした旨、②主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨、のいずれかの申し立てをした者であること、としています。

しかし現場から寄せられた状況では、「住家の状況がわからない」「家族の状況が安否を含めわからない」と訴える方が多く、このような確認そのものが出来ません。旅行中、出張中に被災した方もおり、対応が困難となっています。

阪神・淡路大震災（1995年1月17日）の際も、厚生省（当時）が1月20日に出した通知は今回とまったく同じ内容でしたが、医療現場では被災者には一部負担金なしで医療がおこなわれました。その一ヵ月半後の3月3日、同省は免除対象者の要件を「社保」、「国保」、「老人」別に整理し、「社保」では「市町村民税が非課税である場合」を追加し、「国保」では「世帯主又は組合員が業務を廃止又は休止した者」、「失職し、現在収入が無い者」、「その他上記の各号に準ずる者」とし、「老人」ではさらに「一部負担金を支払うことが困難になるおそれがあると認められる特別な事情がある者」を追加しました。

このようにして阪神・淡路大震災では、一部負担金免除の範囲が広げられ、多くの被災者が医療を受けられましたが、今回の厚生労働省の事務通知は、阪神・淡路大震災の教訓を生かしてはいないと言わざるを得ません。

当会は医師・歯科医師10万3千人の団体として、下記の通り、政府、厚生労働省がすべての被災者が必要な医療を受けられるよう、すべての被災者の医療費一部負担金等の免除を直ちに実施することを強く要望いたします。

記

災害救助法の適用及び「阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」と同様の立法措置を行うなどして、すべての被災者の医療費の一部負担金免除を直ちに実施すること。

以上